

平塚信用金庫
令和4年11月4日

お客さま各位

平塚信用金庫寒川支店駐車場敷地内への災害用井戸の設置ならびに
寒川町との「災害時における井戸水の供給に関する協定書」の締結について

当金庫は、地震・風水害その他の災害が発生した際に、供給が困難となる恐れがある生活用水を地域の住民に開放できる「災害用井戸」を令和4年9月、当金庫寒川支店（高座郡寒川町岡田1-11-2）駐車場敷地内に設置いたしました。

当金庫における災害用井戸の設置は、本店営業部、追分支店に続き3例目となりますが、大規模災害等が発生した場合は、地域住民の皆さまに生活用水をご提供するとともに、当金庫の業務継続に役立てるものです。

また、当金庫と寒川町は、令和4年11月4日（金）、「災害時における井戸水の供給に関する協定書」を締結いたしました。寒川町における災害用井戸に関する協定書の締結は初めてとなります。

平塚信用金庫は今後も、地域のために社会貢献活動を実施して参ります。



協定締結式の様子（左から木村町長、尾上理事長）



災害用井戸の様子

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



当金庫は、国連の提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の理念に賛同しています。「地元になくてはならない信用金庫」として、持続可能な社会の実現に努めてまいります。